

NO.5261 交際費等と福利厚生費との区分

NO.5262 交際費等と寄付金との区分

前回の勉強会にて、交際費等とは、

得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対する
接待、供応、慰安（忘年会等）、贈答（お中元等）などの行為のために
支出する費用

をいうということでしたね。



NO.5261 交際費等と福利厚生費との区分

- ・ 専ら従業員の慰安のために行われる 運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用
交際費等から除かれ、**福利厚生費**などとされる！

・福利厚生費となるもの

- (1) 創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、従業員におおむね一律に、
社内において供与される通常の飲食によする費用（現金支給は要注意！）
- (2) 従業員等（従業員等であった者を含む）又はその親族等のお祝いやご不幸などに際して、
一定の基準に従って支給される金品に要する費用
結婚祝、出産祝、香典、病気見舞いなど...





(国税庁タックスアンサー)



・ 記念式典に要した交際費等の金額

Q： 当社は、創立10周年式典を行うに当たって、得意先を招待しました。式典にかかった宴会費(1人当たり5,000円を超えるもの)、交通費及び記念品代の費用の総額は1,000万円ですが、得意先から祝儀として100万円いただきました。この場合、交際費等の額は、祝儀を控除した900万円によいでしょうか。

A： 式典費用の支出(開催者の交際費等)と祝儀の受領(参加者の交際費等)は別の行為と考えられますので式典費用の総額から祝儀を控除することはできません。したがって、1,000万円が交際費等の額となります。なお、祝儀の100万円は、雑収入として計上します。

NO.5262 交際費等と寄付金との区分

- ・寄付金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与
- ・一般的に寄附金、拠出金、見舞金などと呼ばれるものは寄付金に含まれる

これらの名義の支出であっても交際費等、広告宣伝費、福利厚生費などとされるものは寄付金から除かれる！

金銭や物品などを贈与した場合、それが寄付金になるのかそれとも交際費等になるのかは、

個々の実態をよく検討したうえで判定する必要があります！

- ・寄附金になるもの（原則）
 - (1)社会事業団体、政治団体に対する拠金
 - (2)神社の祭礼等の寄贈金

事業に直接関係のない者に対する金銭贈与であることが前提





(国税庁タックスアンサー)



・ 災害見舞金を拠出した場合

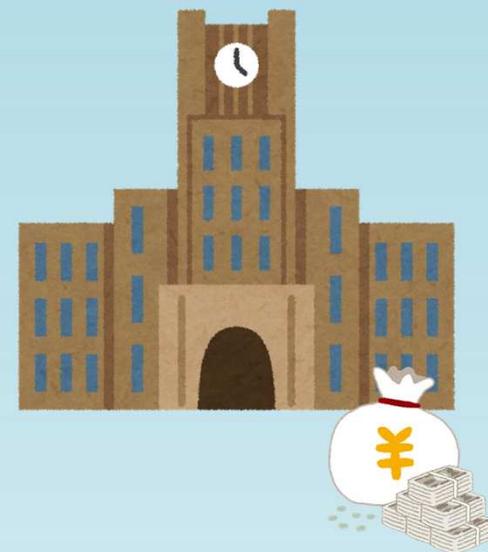
Q : 当社は、地震により工場が全壊して通常の営業をできなくなってしまった取引先に対して、今回、災害見舞金を出しました。この災害見舞金は交際費等になるのでしょうか。

A : 取引先の通常の営業活動を再開するための復旧過程において支出した災害見舞金は、交際費等には該当しません。

法人が得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際して支出した金品等の費用は、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものとして交際費等として取り扱われますが、取引先に対する災害見舞金等については、法人が被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間(災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間)内にその災害を受けた取引先に対して行った災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務の提供のために要した費用については、交際費等から除かれています。 寄付金に該当？



(国税庁タックスアンサー)



- ・ 公立大学に寄附をした場合

Q : この度、公立大学に100万円を寄附しました。
寄附金として全額損金の額に算入してよいでしょうか。

A : **全額損金の額に算入**します。

公立大学は、地方公共団体が設置するものと、地方独立行政法人法第68条第1項（公立大学法人という文字を用いなければならない）に規定する公立大学法人が設置するものがあります。前者に対する寄附金は国等に対する寄附金として、後者に対して支出された寄附金で地方独立行政法人法第21条第2号（大学の設置及び管理を行うこと）に掲げる業務に充てられるものは指定寄附金として、全額損金の額に算入できます。

ただし、役員等が個人として負担すべきものと認められるものは、その負担すべき者に対する給与となります